

佐賀県建設DX加速化事業費補助金の申請における注意事項（Q&A）

令和7年4月1日時点

	質問	回答
要綱第1条関係	佐賀県ICT活用工事とは何か	佐賀県ICT活用工事試行要領を確認してください。
〃	予算の範囲内とはいくらか	①ICT建設機械（後付け機器を含む。）②3次元測量機器（搭載用ドローンを含む。）併せて2,000万円としています。
〃	いつまで本事業は継続するのか	予算の上限に達するとき又は令和8年1月末のいずれか早いときに事業を終了することとしています。
〃	ICT施工の具体的な予定はないが、申請してもよいか	申請可能です。現段階において予定がなくても、要綱第1条の主旨の「建設現場の生産性向上を図るため、佐賀県ICT活用工事に必要な機器を導入する」者であれば、補助金交付の対象とします。
要綱第2条関係	ICT建設機械とはどういったものか	ICT建設機械とは、MC/MG（Machine Control system/Machine Guidance system）マシンコントロール/マシンガイダンス・システムを搭載した建設機械をいい、3次元設計データを取り込み、機械操作ガイド（MG）、機械自動制御（MC）を行うものです。
〃	3次元測量機器とはどういったものか	TLS測量やUAVレーザー測量で用いる3DレーザースキャナーやUAV写真測量で用いるカメラをいいます。
〃	LIDAR機能搭載端末は対象となるか	佐賀県ICT活用工事に必要な機器とは認められないため、対象となりません。
〃	GNSS測量用受信機内蔵UAV対空標識は対象になりますか	対象になります。
〃	次の経費は対象となるか ・リース・レンタル料 ・中古品 ・契約書等の郵送費 ・収入印紙 ・振込手数料 ・機器の輸送費 ・後付け機器の取付費 ・引き渡しにおける人件費 ・対象ドローンの資格・免許 ・一般的な建設機械の操作研修 ・その他購入に要する諸経費	（○：対象となる ×：対象とならない） × × × × ×（振込手数料差引とされた場合、差引後の支払額（振込額）が補助対象経費になります） ○ ○ ○ × × 個別対応
〃	従来の建設機械とICT後付け機器を同時に購入する予定だが、対象になるのはICT後付け機器だけか	ICT後付け機器のみが対象になります。
〃	販売事業者は、県内業者に限るなどの限定はあるか	ICT建設機械又は3次元測量機器の販売事業者として営業する者であればよく、県内事業所の有無は問いません。
〃	納入の目途が立っていないが、申請は可能か	申請はできません。

	質問	回答
〃	本事業が始まる前に売買契約を締結しているものは、対象となるか	令和7年4月1日以降に販売事業者との売買契約を締結したもので、令和8年2月までの納入見込み（代金の支払いを含む。）が立っていれば、対象とします。
〃	令和8年2月までの納入見込みで申請していたが、諸般の事情で期限までに納入できなかった	交付決定の全部を取り消します。（補助金の交付はできません。）
〃	後付け機器の対象経費に、キャリブレーション（機器の調整）や精度確認は含まれるのか	納入時の取付指導費、キャリブレーション、精度確認等は全て対象経費になります。納入後に実施される講習等に関しては対象外になります。
要綱第3条関係	リース・レンタル会社は補助事業者となれるか	なれません。
〃	佐賀県建設業者入札参加資格の決定通知で、「級外」と表記されていますが、補助事業者の対象になりますか。	「級外」は対象になりません。
〃	事業場内最低賃金とはなにか	事業場内最低賃金とは、当該事業場において、令和7年4月1日現在で雇入れ後3月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいいます。
〃	引き上げ前の賃金の算定期間はどのように考えるのか	期間の初日が、令和7年3月31日以前の直近の期間になります。 【例】令和7年3月15日から令和7年4月14日
〃	最低賃金の算定に含まれる賃金はどのようなものか	主な賃金ごとの算定対象・対象外は以下のとおりです。 【最低賃金の対象となる賃金（例）】 ・基本給 ・職務手当 ・住宅手当 【最低賃金の対象とならない賃金（例）】 ・賞与 ・時間外勤務手当 ・休日出勤手当 ・深夜勤務手当 ・通勤手当 ・家族手当 ・皆勤手当 ・その他臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
〃	事業場内の最低賃金を算定した結果、現在、地域別最低賃金を下回っていることが判明した。この場合でも、事業場内最低賃金を5%以上上げ、かつ、地域別最低賃金を上回れば補助対象となるか	賃金引上げ前、賃金引上げ後にかかわらず、地域別最低賃金を下回っている事業者は補助対象とはなりません。
〃	基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っているが、事業場内最低賃金の算定はどのように行うのか	歩合給の場合は以下のとおり算定します。 【引上げ前】 賃金引上げ前の直近3月間の歩合給合計額を、その間の総労働時間で除す。 【引上げ後】 賃金を引上げた月の歩合給額を、その月の総労働時間で除す。 よって、歩合給の場合には、引上げ前直近3月間の賃金台帳を提出してください。 また、歩合給と基本給の併給の場合には、上記により算定した額に固定給の時間当たりの額を加えてください。
〃	令和4年度に申請したが、今年度は申請してもいいか	令和4年度、令和5年度及び令和6年度の補助事業者についても申請できます。

	質問	回答
要綱第4条関係	交付申請期限はいつか	令和7年6月30日までに行ってください。なお、予算の上限に達ししだい、受付を終了します。
〃	交付申請は何度も行うことができるか	1事業者につき、「ICT建設機械、後付け機器」、「3次元測量機器、同搭載用ドローン」に、各1回申請可能です。
〃	「ICT建設機械、後付け機器」、「3次元測量機器、同搭載用ドローン」の交付申請は一度に申請する必要があるか	全部を一度に申請する必要はありません。
〃	購入数の制限はありますか	購入数に制限はありません。 交付申請は1事業者につき、「ICT建設機械、後付け機器」、「3次元測量機器、同搭載用ドローン」に、各1回の申請になります。
〃	消費税の取扱いはどうなるか	消費税は補助金の対象とはならないので、補助金交付申請の際は消費税額を控除した額を記載してください。
〃	補助金額は千円未満の端数を切捨てた金額か	補助金額は端数処理をせず、そのままの金額とします。
〃	事業完了年月日はどの時点を指すのか	事業が完了し、それにかかる経費の支払いが完了した日をいいます。
〃	導入計画書の「2 事業に要する経費」の欄には、機器の名称と勘定科目のどちらを記載するのか	機器の名称を記載してください。
〃	佐賀県入札参加資格通知書の写しはいつのものを提出したらいいか	令和7・8年度入札参加資格通知書の写しを提出してください。
〃	書類の提出はどういった方法があるか	電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。郵送、ファクシミリによる受付は行いません。 受付は令和7年6月2日午前8時30分から開始します、開始時間前に到達した電子メールは受付対象外になりますのでご注意ください。 なお、持参の場合の受付時間は県庁の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分となります。
〃	電子メール、持参で有利不利はあるか	ありません。
〃	抽選日はいつか	該当がある場合は、後ほど、連絡します。
〃	抽選の参加者は誰でもいいのか	抽選の参加者は、補助対象業者の代表取締役又は代表取締役から委任を受けた者（社員等）とします。 なお、委任を受けた者が参加する場合は、委任状を持参してください。
〃	抽選に行けなかった場合どうなるか	抽選に代表者及び委任を受けた者が参加できない場合は、辞退とみなします。
要綱第5条関係	交付決定後、事業に着手するタイミングで再度見積りを行った結果、経費が増額となったが、補助金の増額は認められるか	補助金の増額は認められませんので、経費が増額した場合は、増額部分は自己負担していただくこととなります。一方で、補助対象経費が減額となった場合には、それに合わせて補助金額を再計算することとなります。
要綱第6条関係	実績報告書はいつまでに提出すればよいか	後ほど、連絡します。
要綱第7条関係	補助金交付請求書はいつまでに提出すればよいか	後ほど、連絡します。
〃	補助金の先払い（概算払い）は可能か	精算払いとしていますので、先払い（概算払い）はできません。
〃	補助金はいつ入金されるのか	適切な補助金交付請求書を受理した場合、約3週間後を予定しています。

	質問	回答
要綱第9条関係	購入したICT建設機械等を処分したいがよい か	ICT建設機械は6年、3Dレーザースキャナー及びドローンは5年を経過するまで処分してはいけません。ただし、やむを得ない理由により処分しなければいけない場合は、知事の承認を受けてください。なお、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。
要綱第10条関係	ICT施工での活用実績はない場合、活用状況報告書は何を提出すればよい か	通常施工での活用について報告してください。併せて、今後の活用目標を追記してください。